

報告第2号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年8月29日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

委任専決第2号

損害賠償額の決定及び和解について

（理由）

令和7年3月2日、市道国衙阿万線、北阿万伊賀野付近で発生した公用車（消防自動車）による物損事故について損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をする。

令和7年8月19日

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1 事故発生年月日

令和7年3月2日

2 事故発生場所

南あわじ市北阿万伊賀野887-8付近

3 相手方、損害物件

別紙のとおり

4 和解条件

(1) 賠償額は別紙のとおりとする。

(2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原

因事項に関し、なんら債権・債務を有しないことを確認する。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

5 事故の原因

市道国衙阿万線において、消防団員が防火パレード啓発活動中に、消防自動車を運転していたところ、対向してきた相手方車両が接近してきたため、左側に避けたが道路幅が狭かったため避けきれず衝突し、当車両のボンネットミラー及び後部フェンダー部分等が破損した。

また、相手方の車両はフロントガラス、運転席側ウインドガラス及び前方フェンダー等が破損した。

別紙

相 手 方	相手方の損害物件	賠 償 額
	自家用 軽四輪 (ダイハツ タント)	23,284円